

令和3年第5回玉城町議会臨時会会議録

- 1 招集年月日 令和3年10月4日(月)
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和3年10月4日(月) (午前9時09分)
- 4 出席議員 (13名)

1番 福田 泰生	2番 渡邊 昌行	3番 谷口 和也
4番 津田久美子	5番 前川さおり	6番 山路 善己
7番 中西 友子	8番 北 守	9番 坪井 信義
10番 奥川 直人	11番 山口 和宏	12番 風口 尚
13番 小林 豊		
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一	副 町 長 田間 宏紀	教 育 長 中西 章
会計管理者 藤川 健	総務政策課長 中村 元紀	税務住民課長 山下 健一
保健福祉課長 奥野 良子	産業振興課長 里中 和樹	建 設 課 長 真砂 浩行
教育事務局長 梅前 宏文	上下水道課長 平生 公一	病院老健事務局長 竹郷 哲也
- 7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 中西 豊	同 書 記 宮本 尚美	同 書 記 中村 修穂
-------------	-------------	-------------
- 8 議事日程
 - 第 1 会議録署名議員の指名

1番 福田 泰生 君
2番 渡邊 昌行 君
 - 第 2 会期の決定 1日
 - 第 3 辞職第 1号 玉城町議会議長の辞職について
 - 第 4 選挙第 1号 玉城町議会議長の選挙について
 - 追 加 日 程
 - 第 1 辞職第 2号 玉城町議会副議長の辞職について
 - 第 2 選挙第 2号 玉城町議会副議長の選挙について
 - 第 3 選任第 1号 玉城町議会常任委員会委員の選任について
 - 第 4 選任第 2号 玉城町議会運営委員会委員の選任について
 - 第 5 選挙第 3号 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
 - 第 6 選挙第 4号 伊勢広域環境組合議会議員の選挙について
 - 第 7 選挙第 5号 わたらい老人福祉施設組合議会議員の選挙について
 - 第 8 議案第76号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
 - 第 9 指定第 1号 議員の議席の指定変更について

(午前9時00分 開会)

◎開会の宣告

○議長(山口 和宏) ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しております。

よって、令和3年第5回玉城町議会臨時会を開会します。

本臨時会においても新型コロナウイルス感染拡大防止のため、従来どおりの措置を取らせていただきます。

議員各位におかれましては、会議時間の短縮と円滑な議事運営にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

開会にあたり町長から臨時会招集の挨拶があります。町長 辻村修一 君

○町長(辻村 修一) 令和3年第5回玉城町議会臨時会開会にあたりましてご挨拶を申し上げます。ご案内いただいております議会構成を改選するというところでございます。今日まで山口議長はじめ、各代表をいただいた皆様にはスムーズな議会運営に格別のご尽力を賜りましたこと心から敬意を表する次第でございます。また、町政運営につきましてもご理解ご協力を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長(山口 和宏) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配布のとおりです。

それでは、議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(山口 和宏) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

1番 福田 泰生 君 2番 渡邊 昌行 君

の2名を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長(山口 和宏) 会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

それでは、議題に入ります。

◎日程第3 辞職第1号 玉城町議会議長の辞職について

○議長（山口 和宏） 次に 日程第3 「辞職第1号 玉城町議会議長の辞職について」を議題といたします。

本件は、私(わたくし)の一身上に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定により退席し、今後の議事進行は、津田副議長と交替させていただきます。

辞職願は、津田副議長にお渡ししますので、よろしくお願いいたします。

(山口 和宏 君 降壇し、一時退場)

(津田副議長、議長席へ)

○副議長（津田 久美子） 再開いたします。地方自治法第106条の規定により、議長の職務を行います。

ただいま、議長 山口 和宏 君 から辞職願が提出されております。

事務局長に辞職願を朗読させます。

(中西事務局長挙手「副議長」)

事務局長 中西豊君

○事務局長（中西 豊） それでは朗読いたします。

令和3年10月4日 玉城町議会副議長 津田久美子様、玉城町議会議長 山口和宏 辞職願、このたび、一身上の都合により、玉城町議会議長を辞職したいので許可されるよう願います。以上でございます。

○副議長（津田 久美子） お諮りいたします。

山口和宏(君)の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、山口和宏君の議長の辞職を許可することに決定しました。

事務局職員は、山口和宏君に着席するようお願いいたします。

(山口和宏 君 入場、11番へ着席)

再開します。

山口 和宏君、議長辞職の挨拶をお願いします。

(山口議員 「議長」の声あり)

○11番（山口 和宏） 辞職につきまして一言ご挨拶させていただきます。令和元年度に議長に就任させていただいて、みな様のご協力をいただいで遂行させていただいたこと、重ねて感謝を申し上げる次第でございます。振り返りますと、就任以来、未曾有の新型

コロナウイルスではじまり、コロナウイルスで終わらせていただくというのが実感です。私の中では、それが一番に懸念するところかなと感じております。

コロナ対策については議員各位におかれましても、いろいろな対策を講じていただき、議会の方はスムーズに進めさせていただいたこと感謝申し上げます。次第でございます。また、その都度、みなさまのご意見をいただいて、対策を講じてきました。コロナはまだ終息というわけにはいきませんが、今後もコロナとある程度の付き合いをしてかないかのかなと実感しておるところでございます。2年間みなさまのご協力のもと議会運営させていただいたこと改めて感謝を申し上げる次第でございます。2年間ありがとうございました

- 副議長（津田 久美子） これから議会の役員選挙を行いますので、執行部の方は、暫時退席をお願いします。

暫時休憩します

(休憩 午前9時10分)

(参与退席する)

(再開 午前9時12分)

- 副議長（津田 久美子） 次に 日程第4 選挙第1号 玉城町議会議長の選挙についてを行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は13名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に 3番 谷口和也君、5番 前川さおり君を指名いたします。

それでは、投票用紙をお配りします。

念のため申し上げます。

投票は単記 無記名です。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長(中西 豊) それでは点呼を申し上げますので、順に投票願います。

1番 福田 泰生 議員、2番 渡邊 昌行 議員、3番 谷口 和也 議員、5番 前川 さおり議員、6番 山路 善己 議員、7番 中西 友子 議員、8番 北 守 議員、9番 坪井 信義 議員、10番 奥川 直人 議員、11番 山口 和宏 議員、12番 風口 尚 議員、13番 小林 豊 議員、4番 津田 久美子 副議長。

以上でございます。

○副議長(津田 久美子) 投票漏れはありますか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

谷口和也君及び、前川さおり君、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

選挙の結果を報告します。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

有効投票13票、無効投票0票です。

有効投票のうち、12番 風口 尚君 8票、坪井信義君 5票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、風口 尚君が議長に当選いたしました。

議場の出入り口を開きます。

(議場 開く)

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

12番 風口 尚君、就任の挨拶をお願いします。

○新議長(風口 尚) 一言ご挨拶を申し上げます。この度、不肖、私、議員のみな様のご推挙を賜り、議長の要職につくことになりました。誠に身に余る光栄と存じております。私はみな様ご承知のことと思いますが、浅学負債でそのような器だとは思っていません。よくわかっているつもりでございます。しかし、こうして、みな様からご推薦を

賜ったこの上は一身を挺して、このご厚志にお報いする覚悟でございます。なにとぞ手厚いご支援、ご鞭撻を賜りますことをお願いいたしまして、お礼のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○副議長（津田久美子） それでは議長、議長席に 着席願います。
暫時休憩します。

（午前9時28分休憩）

この間に津田副議長 降壇、新議長、着席

・日程第1号－1・選挙第2号（副議長選挙）を配布する。

（午前9時30分再開）

◎追加日程第1 辞職第2号 玉城町議会 副議長の辞職について

○議長（風口 尚） 再開 します。

ただいま、副議長 津田久美子君 から辞職願が提出されております。

お諮りします。

辞職第2号 玉城町議会 副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、「辞職第2号 玉城町議会 副議長の辞職について」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

それでは、追加日程第1 辞職第2号 玉城町議会 副議長の辞職についてを議題とします。

本事件は 津田久美子君の一身上に関する事件であることから、地方自治法第117条の規定により議場から退出願います。

（津田 久美子君 一時退場）

○議長（風口 尚） 事務局長に辞職願を朗読させます。

（「議長」の声あり）

事務局長 中西 豊君

○事務局長（中西 豊） それでは朗読いたします。

玉城町議会議長様、玉城町議会副議長 津田久美子、辞職願、このたび、一身上の都合により、玉城町議会副議長を辞職したいので許可されるよう願います。 以上でございます。

お諮りいたします。

津田 久美子君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、津田久美子君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

事務局職員は、津田久美子君に着席するようお願いいたします。

(津田 久美子 君 入場、着席)

○新議長(風口 尚) 再開します。

津田 久美子君、副議長辞職の挨拶をお願いします。

4番 津田久美子君

○副議長(津田久美子) 議長のお許しをいただきましたので、副議長退任にあたり一言ご挨拶を申し上げます。2年前、議員みなさまのご推挙により、この要職をつとめさせていただきました。至らぬ点もあったかと思いますが、山口前議長をはじめ、議員みな様のご理解とご協力ももとの副議長の職務を全うすることができましたことは深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。この2年間はほとんど間、今も続いております新型コロナウイルスの影響で行動制限を余儀無くされるなかでの議会運営、通常にはない対応を求められました。そんな中でも、今できることを模索し、議会ICTの導入の検討など新しいことにも取り組むことができたと感じております。とはいえまだまだ乗り越えていかなければならない課題があります。今後は副議長としての経験を活かし、一議員として玉城町の発展のために力を尽くしてまいりたいと思います。最後になりましたが辻村町長はじめ、参与のみな様、職員のみな様、事務局のみな様に感謝申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○新議長(風口 尚) ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、選挙第2号 玉城町議会 副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として、選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、選挙第2号 玉城町議会副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として選挙を行なうことに決定しました。

追加日程第2 選挙第2号 玉城町議会副議長の選挙についてを行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。
したがって、選挙は投票で行います。
議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は13名であります。
次に、立会人を指名します。
会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番 山路善己君、7番 中西友子君
を指名いたします。

投票用紙をお配りします。
念のため申し上げます。
投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。
ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長(中西 豊) それでは点呼を申し上げますので、順に投票願います。

1番 福田泰生議員 2番 渡邊昌行議員、3番 谷口和也議員、4番 津田久美子
議員、5番 前川さおり議員、6番 山路善己議員、7番 中西友子議員、8番 北
守 議員、9番 坪井信義議員、10番 奥川直人議員、11番 山口和宏議員、13番 小
林 豊議員、12番 風口 尚議長、以上でございます。

○新議長(風口 尚) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。
開票を行います。

山路善己君及び 中西友子君、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○新議長（風口 尚） 選挙の結果を報告します。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

有効投票 12票、無効投票（白票） 1票です。

有効投票のうち、

北 守君 7票、奥川直人君 2票、渡辺昌行君 2票、前川さおり君 1票
以上のおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、北 守君が副議長に当選いたしました。

議場の出入り口を開きます。

（議場 開く）

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

北 守君、就任の挨拶をお願いします。

○新副議長（北 守） ただいま選挙でみな様のご推挙をいただき、誠にありがとうございます。私も平成29年に1度、山口議長のもと、副議長をさせていただきました。その時は就任と同時に田丸の水害という大変な事態になったわけです。その中でも、山口議長も含め育てていただいて、これからは風口議長のもと、風口議長の方針に基づいてしっかりやっていきたいと思っていますので、みな様よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○新議長（風口 尚） 暫時休憩します。

（午前9時51分 休憩）

事務局長連絡

○只今から議会運営についての協議会を開催し、各常任委員会委員および各種組合議会議員等の選出を行いますので、第1委員会室にご参集願います。

再開は、11時30分頃を予定していますので参与におかれましてはご留意願います。

（午前11時35分 再開）

◎追加日程第3 選任第1号 玉城町議会常任委員会委員の選任について

○新議長（風口 尚） 再開します。

追加日程第3 選任第1号 玉城町議会常任委員会委員の選任についてを行います。
お諮りします。

常任委員会委員の選任について、玉城町議会委員会条例 第6条第2項の規定により、お手許に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員はお手許に配布しました名簿のとおり 選任することに決定しました。

◎追加日程第4 選任第2号 玉城町議会運営委員会委員の選任について

○新議長(風口 尚) 次に、追加日程第4 選任第2号 玉城町議会運営委員会委員の選任についてを行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任について、玉城町議会委員会条例第6条第2項の規定により、お手許に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの場合)

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は お手許に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

報告します。

ただいま選任されました玉城町議会常任委員会および議会運営委員会の委員長、副委員長については、お手許に配布しました名簿のとおりですので、ご了承願います。

◎追加日程第5 選挙第3号 三重県後期高齢者医療 広域連合議会議員の選挙について

○新議長(風口 尚) 次に、追加日程第5 選挙第3号 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを行います。

お諮りします。

三重県後期高齢者医療 広域連合議会議員に議長である私、風口 尚を指名したいと思います。当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、私、風口 尚が、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しましたので、会議規則第33第2項の規定により当選の告知をします。

◎追加日程第6 選挙第4号 伊勢広域環境組合議会議員の選挙について

○新議長(風口 尚) 次に、追加日程第6 選挙第4号 伊勢広域環境組合議会議員の選挙についてを行います。

お諮りします。

伊勢広域環境組合議会議員に前川さおり議員、山路善己議員を指名したいと思います。当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、前川さおり議員、山路善己議員が伊勢広域環境組合議会議員に当選されましたので、会議規則 第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

◎追加日程第7 選挙第5号 わたらい老人福祉施設組合議会議員の選挙について

○新議長(風口 尚) 次に、追加日程第7 選挙第5号 わたらい老人福祉施設組合議会議員の選挙についてを行ないます。

お諮りします。

わたらい老人福祉施設組合議会議員に福田泰生議員を指名したいと思います。当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、福田泰生議員が、わたらい老人福祉施設組合議会議員に当選されましたので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

◎追加日程第8 議案第76号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○新議長(風口 尚) 次は、人事案件ですので、前川議員は退席願います。

暫時休憩します。

(監査委員に推薦された議員の方に退席を願う。)

○新議長(風口 尚) 再開します。

次に、追加日程第8 議案第76号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

○町長(辻村 修一) 議案第76号 監査委員の選任につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

玉城町監査委員 奥川直人氏より辞任届が提出され、これを受理致しましたので、新たに、前川さおり氏を監査委員に選任いただきたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。なお、奥川直人氏につきましては、2年間に渡り適切な監査とご指導を賜りましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

○新議長(風口 尚) 町長の提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論は、省略することに決定しました。

これから、議案第76号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員です。

したがって、議案第76号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

(事務局 監査委員、前川議員を議場へ案内する)

○新議長(風口 尚) 再開します。

前川さおり議員、挨拶を願います。

5番 前川さおり議員

○5番(議会監査委員 前川さおり) 議長のお許しをいただきましたので、恐縮ではございますが、みな様からご推挙いただき、議会からの監査委員に選任いただきました前川さおりでございます。監査委員の職務の重要性を十分に理解し、謙虚かつ公平公正な姿勢で監査委員としての職務に精進してまいる考えでございます。みな様にはより一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎追加日程第9 指定第1号 議員の議席の指定変更について

○新議長(風口 尚) 次に、追加日程第9 指定第1号 議員の議席の指定変更についてを行います。

議員の議席は、会議規則第4条第3項の規定により、お手許に配布しました議席表のとおり指定変更します。

◎閉会の辞

○新議長(風口 尚) これをもって、本臨時会に付議されました案件は全て終了しました。

したがって、令和3年第5回玉城町議会臨時会を閉会します。

閉会にあたり町長、挨拶をお願いします。

町長 辻村修一君

○町長(辻村 修一) 閉会にあたり挨拶を申し上げます。議会運営を司っていただくところの新しい構成を決定いただきました。引き続きのご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。ご承知のようにコロナ対策、あるいは玉城町第6次総合計画の推進等、課題が山積しておる状況でございます。重ねて、議員のみな様のご理解ご協力をお願いし、閉会の挨拶とさせていただきます。

○新議長(風口 尚) 閉会にあたりまして一言ご挨拶をさせていただきます。新たに議

会構成を固めていただきました。これからも町政発展の上に立って、ご尽力賜りますことをお願いいたします。そして、理事者に申し上げたいと思います。我々、議会として、いたずらに摩擦を起こすようなことは避けなければならないと思っております。同時に安易な妥協に陥ることもいけないわけであります。町政発展の上に立って、正しく相携えて、町民の信託に応えなくてはならない、かように思っております。今後ともご協力のほどよろしくお願い申し上げまして、挨拶といたします。ご苦勞様でした

(午前11時41分 閉会)